

防災に関すること（地域防災計画）

災害・環境対策特別委員会資料
令和5年9月28日
防災まちづくり部 防災課

1 地域防災計画とは

・地域防災計画とは、災害時における区及び防災関係機関の事務や業務を包含する、包括的かつ総合的な計画である。災害対策基本法第42条の規定に基づき、区及び防災機関が、区の地域における地震災害、風水害及び大規模事故等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施することにより、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として作成している。



2 品川区防災会議

(1) 設置の目的

災害対策基本法第16条の規定に基づき、品川区の防災計画に関する重要な事項を決定するために設置された機関

(2) 活動内容

- 品川区地域防災計画を作成
- 災害発生時に、その災害に関する情報を収集
- 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成

※令和4年度防災会議議題

- 令和4年度地域防災計画の修正について
- ①避難基準の見直し・避難場所の追加指定
- ②広域避難場所の見直し

(3) 委員数、選出区分、任期

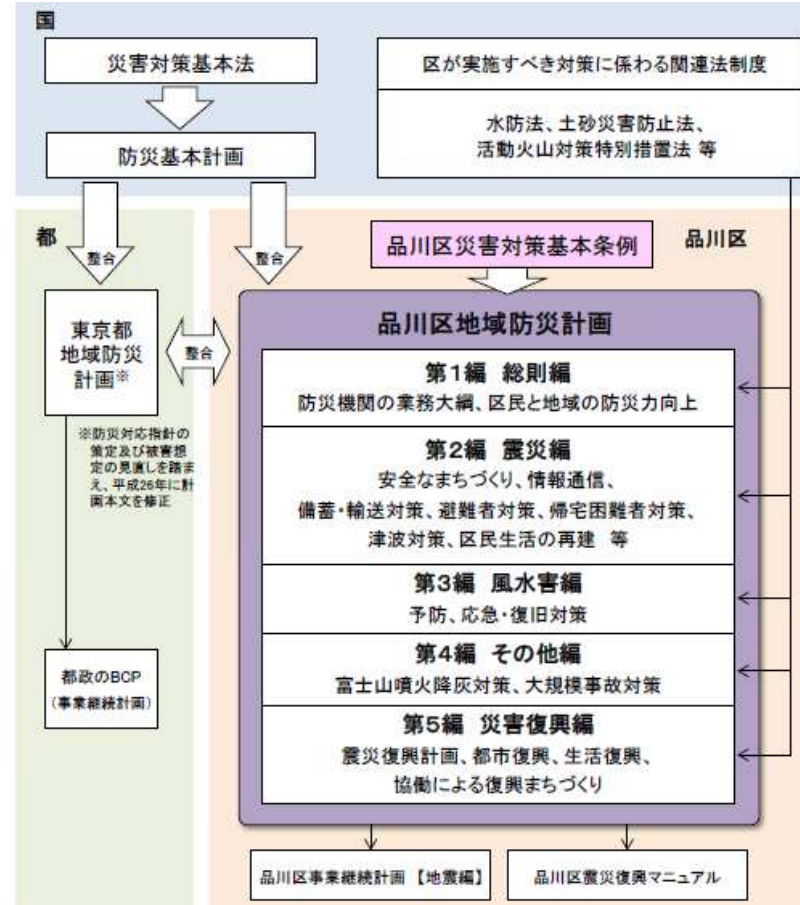
- 委員数 60名
- 選出区分 警視庁、東京消防庁、指定公共機関、区職員他
- 任期 2年(再任可)



【令和4年度 防災会議】

3 品川区地域防災計画

(1) 品川区地域防災計画の位置づけ



(2) 品川区地域防災計画修正の変遷

- 平成23年3月 東日本大震災
- 24年5月 被害想定の見直し(前回想定)
- 25年3月 品川区地域防災計画大規模修正
- 28年4月 熊本地震
- 30年4月 前回品川区地域防災計画大規模修正 公表
- 9月 北海道胆振東部地震
- 令和元年9月 令和元年房総半島台風(台風15号)
- 10月 令和元年東日本台風(台風19号)
- 4年5月 「首都直下地震等における東京の被害想定」公表
- 9月 東京都・品川区合同総合防災訓練

前回修正以降の状況を踏まえ、令和5年度に大規模修正を実施

防災に関すること（地域防災計画・受援体制）

4 令和5年度大規模修正の概要

(1) 目的

・ 前回の大規模修正から約5年が経ち、最新の関連法令・災害事例等の知見や東京都の首都直下地震における被害想定の見直しを地域防災計画に反映させ、今後の防災対策の指針とする。

(2) 考え方

- ①首都直下地震における被害想定の見直しの反映／②東京都地域防災計画との整合
- ③過去の災害の教訓・事例の反映／④訓練成果等の反映

(3) 修正方針

ア 自助・共助

(1) 自助、共助体制の充実強化

- ①区民の自助意識の啓発促進／②ボランティアの受入体制の明確化
- ③外部人材との連携強化／④避難支援個別計画書の作成促進

(2) 地区防災計画の作成支援

- ①地区防災計画の作成促進

イ 公助

(1) 多様な避難への対応

- ①多様化する避難の考え方／②避難生活における人権への配慮
- ③在宅避難者への対応／④ペット避難の在り方

(2) 被災者の生活再建に向けた支援

- ①区民のニーズに合った被災者生活再建支援体制

(3) 新たな人材の活用

- ①会計年度任用職員の役割／②教職員の災害時の役割

(4) 災害対策本部体制の強化

- ①災害対策本部と応急対策本部の統合／②平素の業務を踏まえた災害時の体制検討

ウ その他

- ①構成の見直し／②風水害編の見直し／③複合災害への対応／
- ④新たな計画の反映／⑤災害復興編の見直し

(4) 今後のスケジュール

①パブリックコメント

11月中旬～12月中旬で実施予定

②防災会議（計画決定）

2月上旬実施予定



受援体制

■概要

大規模災害発災直後は行政機能が著しく低下するため、区単独では大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務全てには対応できないという現実的な認識の下、全国の自治体や防災関係機関・団体からの応援を円滑に受け入れる準備が必要不可欠である。そのため、大規模地震発生時の受援に係る各部の役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的な組織、ルール、手順等の、区における受援体制を具体化することにより、他自治体からの応援職員や支援物資を効果的に活用する。

■受援業務の体制

(1) 自衛隊・警察・消防からの受援

- 定められた手続きに基づき都知事に要請する。
- 救出救助活動を積極的に協力する。
- 災害発生のおそれのある時は、警察・消防に応急措置等の実施を要請できる。
- 必要な要請や調整は、LO（情報連絡員）等を通じて行う。

【人的受援イメージ】

(2) 人的受援

①人的受援の種類

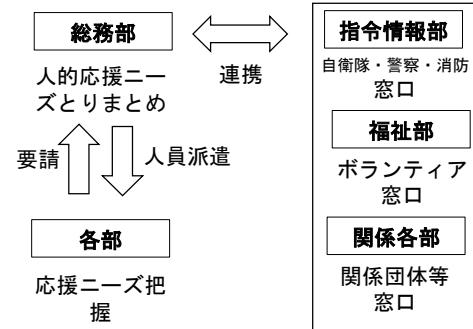
国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われる。

②人的受援の体制

災害対策本部に本部受援担当を、各部に部受援担当を設置する。

③基本的な流れ

都との調整、都職員の受入れ、必要人数等の把握、応援職員等の要請、応援職員等の受入、受援業務の開始・状況把握、撤収調整、精算



(3) 物的受援

①物的受援に関する考え方

発災後3日間は、都・区の備蓄で対応。発災後4日目以降は、都・広域応援自治体からの支援物資の受入れを行う。同時に、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体等へ応援要請を行い、支援物資を受入れる。

②区内における支援物資の輸送

地域内輸送拠点で区外からの支援物資を受入れ、避難所ごとに仕分、輸送。輸送対象は、区民避難所等の避難所に区分する。

